

総情上第41号

平成31年4月1日

[最終改正 令和元年7月1日]

各 総 合 通 信 局 長
沖縄総合通信事務所長 } 殿

情報流通行政局長

総務省配備の臨時災害放送局用設備及びテレビジョン放送用可搬型送信設備の運用について（通達）

総務省が各総合通信局及び沖縄総合通信事務所（以下「総合通信局等」という。）に配備する臨時災害放送局用設備（以下「ラジオ放送用配備設備」という。）並びに情報流通行政局地上放送課（以下「本省担当課」という。）に配備するテレビジョン放送用可搬型送信設備（以下「テレビジョン放送用配備設備」という。）の管理、貸付け等に関する運用については、下記のとおりとするので、よろしく取り計らい願います。

なお、ラジオ放送用配備設備及びテレビジョン放送用配備設備とは、送信機、空中線及びそれらの附属品により構成される放送設備一式をいいます。

記

第1章 ラジオ放送用配備設備

（目的）

第1条 本通達は、本章において、ラジオ放送用配備設備について、総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号。以下「省令」という。）第3条第1号、第3号、第6号及び第8号に規定する者（以下「地方公共団体等」という。）が、平時には、周知広報、運用訓練又は電波伝搬調査を目的とし、災害時（暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合をいう。以下同じ。）には、臨時災害放送局の開設を目的として、当該設備を活用するために必要な手続等を定める。

（貸付けの窓口）

第2条 ラジオ放送用配備設備の貸付けの窓口は、貸付けを受けようとする地方公共団体等又は貸付けを受けた地方公共団体等（以下それぞれ「申請者」又は「借受者」という。）の所在地を管轄する総合通信局等（以下「管轄総合通信局等」という。）の長が定める所管課室（以下「所管課室」という。）が担当するものとする。

2 貸付けが可能なラジオ放送用配備設備が不足し、他の総合通信局等と連携して対応する場合においても、貸付けの窓口は、申請者又は借受者の利便性を考慮して、原則として、所管課室が担当するものとし、次条第1項で申請者が提出することとされている借受申請書（様式1）

に記載する宛名は、管轄総合通信局等の長とする。

(貸付けの申請)

第3条 地方公共団体等は、ラジオ放送用配備設備の貸付けを受けようとするときは、所管課室に借受申請書（様式1）を提出しなければならない。

2 申請者は、次の区分に応じ、申請するものとする。

- (1) 災害時 省令第3条第8号
- (2) 平時（災害時以外）
 - ア 周知広報 省令第3条第1号
 - イ 防災訓練 省令第3条第3号
 - ウ 電波伝搬調査 省令第3条第6号

(貸付けの審査等)

第4条 管轄総合通信局等の長は、管轄する地方公共団体等からラジオ放送用配備設備の貸付けの申請があった場合、前条第2項に定める省令の各規定に基づき当該設備を無償で貸し付けることができる。

2 管轄総合通信局等の長は、所管課室において借受申請書（様式1）を受理した後、当該書類の確認を行い、次に示す事項について総合的に判断し、貸付けの承認又は不承認を決定する。なお、申請者が貸付けを受けたラジオ放送用配備設備を使用して無線局を開設しようとする場合は、当該申請者が当該無線局（災害時にあっては臨時災害放送局）の免許人となることを条件とする。

- (1) 借受申請書（様式1）の内容（主に「使用目的」）
- (2) ラジオ放送用配備設備の運用予定場所における運用可能性（災害時のみ）
- (3) 貸付けに当たって支障となる二次災害、交通事情その他の災害に係る情報（災害時のみ）
- (4) 貸付期間（1年を超えない必要最低限の期間）

(貸付けの承認等)

第5条 所管課室は、前条第2項の審査の結果、ラジオ放送用配備設備の貸付けを承認したときは、速やかにその旨を申請者に連絡し、遅滞なく貸付承認通知書（様式2）を交付する。

2 所管課室は、前条第2項の審査の結果、ラジオ放送用配備設備の貸付けを承認しないときは、速やかにその旨を申請者に連絡し、遅滞なく貸付不承認通知書（様式4）を交付する。ただし、申請者が貸付不承認通知書の交付を不要とするときはこの限りではない。

3 所管課室は、ラジオ放送用配備設備の貸付けを承認したときは、速やかに本省担当課に報告する。

(ラジオ放送用配備設備の引渡し)

第6条 ラジオ放送用配備設備の引渡しは、原則として、管轄総合通信局等の職員から申請者の職員又はその代理人に対して、申請者からの借受書（様式3）の提出と引換えに行う。

2 引渡しに当たっては、管轄総合通信局等の職員は、引渡しを受けようとする者が申請者の職員又はその代理人に相違ないことを適宜の方法により確認するとともに、当該ラジオ放送用配備設備の基本的な仕様及び操作方法を説明する。

3 引渡しに要する費用の負担は、所管課室と申請者との間において協議して定める。

(ラジオ放送用配備設備に係る維持管理等の費用負担)

第7条 ラジオ放送用配備設備の貸付期間における当該設備の維持管理等に要する費用は、原則として借受者の負担とする。

(ラジオ放送用配備設備の返却)

第8条 借受者は、原則として、貸付期間満了の日までに貸付けを受けた設備を返納するものとする。

- 2 所管課室は、借受者から返却の申出があった場合、当該借受者と貸し付けたラジオ放送用配備設備の返却に係る調整及び作業を行うものとする。
- 3 返却は、原則として、借受者の職員又はその代理人から管轄総合通信局等の職員に対し行うものとする。管轄総合通信局等の職員は、返却に当たっては、返却をしようとする者が借受者の職員又はその代理人に相違ないことを適宜の方法により確認するものとする。
- 4 返却に要する費用の負担は、所管課室と借受者との間において協議して定める。
- 5 管轄総合通信局等の職員は、借受者の職員又はその代理人の立会いのもと、貸し付けたラジオ放送用配備設備について、亡失又は損傷がないことを確認の上、返却を受ける。
- 6 所管課室は、借受者が貸付けを受けたラジオ放送用配備設備を亡失又は損傷したときは、省令第5条第1項第9号に基づき、その旨及び理由についての報告書を管轄総合通信局等の長宛てに提出するように求め、当該事故の原因が災害又は盗難に係るものである場合は、亡失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書を報告書に添付させるものとする。この場合において、その亡失又は損傷が借受者の責に帰すべき理由によるものであるときは、管轄総合通信局等は、当該借受者の負担において修理させ、又はその損害を弁償させるものとする。

(緊急時の手順)

第9条 管轄総合通信局等は、災害時において、管轄総合通信局等の長が特に緊急に臨時災害放送局を開設する必要があると認め、ラジオ放送用配備設備を貸し付ける場合には、次の手順によるものとする。

- (1) 所管課室は、借受申請書（様式1）の授受を行うことが困難な場合は、申請者から電話等の方法により所定事項を聴取する等の緊急措置をとり、後日可及的速やかに当該申請者に借受申請書（様式1）を提出させるものとする。
 - (2) 所管課室は、申請者に貸付承認通知書（様式2）の交付を行うことが困難な場合は、電話等の方法により承認の内容の通知を行う等の緊急措置をとり、貸付承認通知書（様式2）は、後日可及的速やかに交付するものとする。
 - (3) 所管課室は、借受書（様式3）の授受を行うことが困難な場合は、申請者との間で借受書（様式3）に記載する予定の内容について、口頭により相互に確認して貸し付け、後日可及的速やかに当該申請者に借受書（様式3）を提出させるものとする。
- 2 本省担当課は、災害の規模その他の状況により特別の必要があると認める場合は、総合通信局等に対し、ラジオ放送用配備設備の運搬準備、運搬実施、運搬先等について指示ができるものとする。

(不足時の対応)

第10条 総合通信局等は、貸付けが可能なラジオ放送用配備設備が不足する場合には、他の総

合通信局等が管理するラジオ放送用配備設備の管理換えを行うなど他の総合通信局等と連携すること等により、措置を講ずるものとする。この場合において、総合通信局等は、その内容を事前に本省担当課宛て連絡するものとする。

(貸付期間の延長)

第11条 所管課室は、借受者から貸付期間の延長の申出があった場合、当該借受者に1年を超えない範囲で延長する期間について改めて借受申請書（様式1）を提出させ、第4条及び第5条に定める手続を行うものとする。

(関係機関への周知及び連携)

第12条 総合通信局等は、平時から、管轄する地方公共団体等に対し臨時災害放送局の開設及びラジオ放送用配備設備の貸付けに係る制度等の概要等について周知を行うとともに、災害時における円滑な運用を可能とするため、地域における防災訓練等に参加するなど、地方公共団体等と十分な連携を図るものとする。

2 総合通信局等は、災害時においては、地方公共団体等の要望を踏まえ、臨時災害放送局の開設のために必要となる無線従事者（有資格者）の紹介など、ラジオ放送用配備設備の貸付け以外の運用支援についても、できる限り行うよう努めるものとする。

(その他)

第13条 上記以外の運用に関しては、総合通信局等が策定する災害対応マニュアルによるものとする。

- 2 貸付けに関する書類については、様式1から様式4までにおいて定める内容のほか、総合通信局等が必要と認める内容を追加することを妨げない。
- 3 国の機関への貸付けについては、地方公共団体等への貸付けの取扱いに準じて行うものとする。
- 4 総合通信局等は、ラジオ放送用配備設備の管理、貸付け等について疑義又はこの通達により難い事情が生じた場合は、本省担当課の指示を受けるものとする。ただし、被災地において人命救助等の観点から緊急を要する場合には、この通達の定めにかかわらず、総合通信局等の判断において貸付けを行って差し支えない。
- 5 本省担当課は、ラジオ放送用配備設備の管理、貸付け等について変更が生じた場合は、所管課室へ通知するものとする。
- 6 管轄総合通信局等は、本通達による貸付けを行った場合は、総務省所管物品管理取扱規則（平成13年総務省訓令第53号。以下「規則」という。）に従い、物品管理簿への記載など必要な手続をとるものとする。

第2章 テレビジョン放送用配備設備

(目的)

第14条 本通達は、本章において、テレビジョン放送用配備設備について、地方公共団体等が、平時には、周知広報、運用訓練又は電波伝搬調査を目的とし、災害時には、既存の送信所が被災して地上基幹放送のテレビジョン放送の電波が届かなくなった地域等において、当該テレビジョン放送を継続する等のため、当該送信所に代わり当該テレビジョン放送の用に供する

こと等を目的として、当該設備を活用するために必要な手続等を定める。

(貸付けの窓口)

第15条 テレビジョン放送用配備設備の貸付けの窓口は、所管課室が担当するものとする。

(貸付けの申請)

第16条 地方公共団体等は、テレビジョン放送用配備設備の貸付けを受けようとするときは、所管課室に借受申請書（様式5）を提出しなければならない。

2 申請者は、次の区分に応じ、申請するものとする。

(1) 災害時 省令第3条第8号

(2) 平時（災害時以外）

ア 周知広報 省令第3条第1号

イ 防災訓練 省令第3条第3号

ウ 電波伝搬調査 省令第3条第6号

3 所管課室は、申請者より借受申請書（様式5）の提出があった場合、当該申請書を本省担当課に送付する。

(貸付けの審査等)

第17条 情報流通行政局長は、地方公共団体等からテレビジョン放送用配備設備の貸付けの申請があった場合、前条第2項に定める省令の各規定に基づき当該設備を無償で貸し付けることができる。

2 情報流通行政局長は、本省担当課において借受申請書（様式5）を受理した後、当該書類の確認を行い、次に示す事項について総合的に判断し、貸付けの承認又は不承認を決定する。なお、申請者が貸付けを受けたテレビジョン放送用配備設備を使用して無線局を開設しようとする場合は、当該申請者又は当該申請者が指定する法人が当該無線局の免許人になることを条件とする。

(1) 借受申請書（様式5）の内容（主に「使用目的」）

(2) テレビジョン放送用配備設備の運用予定場所における運用可能性（災害時のみ）

(3) 貸付けに当たって支障となる二次災害、交通事情その他の災害に係る情報（災害時のみ）

(4) 貸付期間（1年を超えない必要最低限の期間）

(5) 免許人又は免許を受けようとする者（無線局を開設しようとする場合のみ）

(貸付けの承認等)

第18条 本省担当課は、前条第2項の審査の結果、テレビジョン放送用配備設備の貸付けを承認したときは、所管課室を経由して速やかにその旨を申請者に連絡し、遅滞なく貸付承認通知書（様式6）を交付する。

2 本省担当課は、前条第2項の審査の結果、テレビジョン放送用配備設備の貸付けを承認しないときは、所管課室を経由して速やかにその旨を申請者に連絡し、遅滞なく貸付不承認通知書（様式8）を交付する。ただし、申請者が貸付不承認通知書の交付を不要とするときはこの限りではない。

3 所管課室は、第1項又は第2項により貸付承認通知書（様式6）又は貸付不承認通知書（様式8）を交付したときは、速やかに本省担当課に報告する。

(テレビジョン放送用配備設備の引渡し)

- 第19条 テレビジョン放送用配備設備の引渡しは、原則として、管轄総合通信局等の職員から申請者の職員又はその代理人に対して、申請者からの借受書（様式7）の提出と引換えに行う。
- 2 引渡しに当たっては、管轄総合通信局等の職員は、引渡しを受けようとする者が申請者の職員又はその代理人に相違ないことを適宜の方法により確認するとともに、当該テレビジョン放送用配備設備の基本的な仕様及び操作方法を説明する。
- 3 引渡しに要する費用の負担は、本省担当課と申請者との間において協議して定める。

(テレビジョン放送用配備設備に係る維持管理等の費用負担)

- 第20条 テレビジョン放送用配備設備の貸付期間における当該設備の維持管理等に要する費用は、原則として借受者の負担とする。

(テレビジョン放送用配備設備の返却)

- 第21条 借受者は、原則として、貸付期間満了の日までに貸付けを受けた設備を返納するものとする。
- 2 本省担当課は、借受者から返却の申出があった場合、管轄総合通信局等の協力を得て、当該借受者と貸し付けたテレビジョン放送用配備設備の返却に係る調整及び作業を行うものとする。
- 3 返却は、原則として、借受者の職員又はその代理人から管轄総合通信局等の職員に対し行うものとする。管轄総合通信局等の職員は、返却に当たっては、返却をしようとする者が借受者の職員又はその代理人に相違ないことを適宜の方法により確認するものとする。
- 4 返却に要する費用の負担は、本省担当課と借受者との間において協議して定める。
- 5 管轄総合通信局等の職員は、借受者の職員又はその代理人の立会いのもと、貸し付けたテレビジョン放送用配備設備について、亡失又は損傷がないことを確認の上、返却を受ける。
- 6 本省担当課は、借受者が貸付けを受けたテレビジョン放送用配備設備を亡失又は損傷したときは、省令第5条第1項第9号に基づき、その旨及び理由についての報告書を情報流通行政局長に提出するように求め、当該事故の原因が災害又は盗難に係るものである場合は、亡失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書を報告書に添付させるものとする。この場合において、その亡失又は損傷が借受者の責に帰すべき理由によるものであるときは、本省担当課は、当該借受者の負担において修理させ、又はその損害を弁償させるものとする。

(緊急時の手順)

- 第22条 管轄総合通信局等は、災害時において、情報流通行政局長が特に緊急にテレビジョン放送用配備設備を用いた無線局を開設する必要があると認める場合には、次の手順によるものとする。

- (1) 所管課室は、借受申請書（様式5）の授受を行うことが困難な場合は、その旨を本省担当課に連絡の上、申請者から電話等の方法により所定事項を聴取する等の緊急措置をとり、後日可及的速やかに当該申請者に借受申請書（様式5）を提出させるものとする。
- (2) 所管課室は、本省担当課からの文書の通知が遅れる等により申請者に貸付承認通知書（様式6）の交付を行うことが困難な場合は、本省担当課からの指示により、電話等の方法によ

り承認の内容の通知を行う等の緊急措置をとり、貸付承認通知書（様式6）は、後日可及的速やかに交付するものとする。

- (3) 所管課室は、借受書（様式7）の授受を行うことが困難な場合は、その旨を本省担当課に連絡の上、申請者との間で借受書（様式7）に記載する予定の内容について、口頭により相互に確認して貸し付け、後日可及的速やかに当該申請者に借受書（様式7）を提出させるものとする。
- 2 本省担当課は、災害の規模その他の状況により特別の必要があると認める場合は、総合通信局等に対し、テレビジョン放送用配備設備の運搬準備、運搬実施、運搬先等について指示することができるものとする。

（不足時の対応）

第23条 本省担当課は、貸付けが可能なテレビジョン放送用配備設備が不足する場合には、総合通信局等と連携すること等により、措置を講ずるものとする。

（貸付期間の延長）

第24条 本省担当課及び所管課室は、借受者から貸付期間の延長の申し出があった場合、当該借受者に1年を超えない範囲で延長する期間について改めて借受申請書（様式5）を所管課室に提出させ、第17条及び第18条に定める手続を行うものとする。

（関係機関への周知及び連携）

第25条 本省担当課及び総合通信局等は、平時から、地方公共団体等に対しテレビジョン放送用配備設備の貸付けに係る制度等の概要等について周知を行うとともに、災害時における円滑な運用を可能とするため、本省担当課及び総合通信局等が協力して、放送事業者及び地方公共団体と十分な連携を図るものとする。

- 2 本省担当課及び総合通信局等は、災害時においては、地方公共団体等の要望を踏まえ、テレビジョン放送用配備設備の貸付け以外の運用支援を、できる限り行うよう努めるものとする。

（その他）

- 第26条 上記以外の運用に関しては、本省担当課が個別に判断するところによるものとする。
- 2 貸付けに関する書類については、様式5から様式8までにおいて定める内容のほか、本省担当課が必要に応じて内容を追加又は修正する。
- 3 本省担当課は、必要に応じ、本章に規定するテレビジョン放送用配備設備の貸付けに係る手続を、所管課室を経由することなく行うことができるものとする。
- 4 国の機関への貸付けについては、地方公共団体等への貸付けの取扱いに準じて行うものとする。
- 5 総合通信局等は、テレビジョン放送用配備設備の管理、貸付け等について疑義が生じた場合は、本省担当課の指示を受けるものとする。
- 6 本省担当課は、テレビジョン放送用配備設備の管理、貸付け等について変更が生じた場合は、所管課室へ通知するものとする。
- 7 本省担当課は、本通達による貸付けを行った場合は、規則に規定する諸手続について、大臣官房会計課物品管理係に依頼するものとする。

附 則

この通達は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この通達は、令和元年7月1日から実施する。

【様式 1】

借受申請書

年　月　日

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号。以下「省令」といいます。）第3条第〇号（※1）に基づく臨時災害放送局用設備の無償貸付の承認を受けたいので申請します。

省令第6条に規定の事項は、別記1～6のとおりです。

○○総合通信局長 殿
(又は沖縄総合通信事務所長 殿)

(借受申請者)

○ ○ ○ ○ 印※2

※1 次の区分に応じ、該当する号を記載。

- (1) 災害時 省令第3条第8号
- (2) 平時（災害時以外）
 - ア 周知広報 省令第3条第1号
 - イ 防災訓練 省令第3条第3号
 - ウ 電波伝搬調査 省令第3条第6号

※2 私印で可。なお、自筆による署名の場合は捺印不要。

※3 LG.JPドメイン又はGO.JPドメインの電子メールに添付して申請する場合は捺印不要。

【様式2】

貸付承認通知書

年　月　日

年　月　日付けで申請のあった臨時災害放送局用設備については、貸付けを承認する。

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号）第7条の規定に基づき、別記2～8のとおり通知する。

（借受申請者）

○○○○ 殿

○○総合通信局長　印
(又は沖縄総合通信事務所長　印)

【様式 3】

借受書

年　月　日

年　月　日付け貸付承認に係る臨時災害放送局用設備の引渡しを受けました。
総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自
治省令第8号）第8条に規定の事項は、貸付承認通知書別記2～8のとおりです。

○○総合通信局長 殿
(又は沖縄総合通信事務所長 殿)

(借受者)
所属・役職 ○○○○
氏　　名 ○　○　○　○　印※

※ 私印で可。なお、自筆による署名の場合は捺印不要。

別記

借受申請書（様式1）提出時に、1～6に必要事項を記載するとともに、「8 貸付条件」の8項目について確認の上、提出してください。

1 申 請 者	名 称 及 び 代表者の氏名			
	住 所			
	担当者 の 所属・役職・氏名			
	電 話 番 号		メ ー ル ア ド レ ス	
2 貸 付 物 品	臨時災害放送局用設備			式
3 使 用 目 的				
4 使 用 場 所				
5 貸 付 け を 必 要 と す る 理 由				
6 貸 付 期 間	貸 付 日	年 月 日		
	返却予定日	年 月 日（原則、貸付日から1年以内）		
7 引 渡 場 所				
8 貸 付 条 件	以下の(1)～(8)の条件に同意します。			
(1) 臨時災害放送局用設備の運用に当たっては、電波法及び放送法並びにこれらに基づく命令に定めるところに従うこと。 (2) 臨時災害放送局用設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。 なお、貸付期間中に当該設備の維持管理等の費用が発生する場合は貸付けを受けた地方公共団体等（以下「借受者」という。）の負担とする。 (3) 臨時災害放送局用設備は、転貸し、又は担保に供しないこと。 (4) 臨時災害放送局用設備は、貸付けの目的以外の使用及び改造をしないこと。 (5) 臨時災害放送局用設備について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外で使用しないこと。 (6) 臨時災害放送局用設備は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返却すること。 なお、返却に要する費用の負担は、借受者の所在地を管轄する総合通信局等と借受者との間において協議して定める。 (7) 臨時災害放送局用設備を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を総合通信局等の長に提出し、その指示に従うこと。当該事故の原因が災害又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事實を証する関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。 なお、その亡失又は損傷が借受者の責に帰すべき理由によるものであるときは、当該借受者の負担において修理し、又はその損害を弁償しなければならない。 (8) 総合通信局等の長は、臨時災害放送局用設備について、隨時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。 なお、借受者が貸付条件に違反したとき又は総合通信局等の長が特に必要と認めたとき（大規模災害の発生時において被災地の地方公共団体等からの貸付要請を優先するときなど）は、貸付期間満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、総合通信局等の長の指示に従い速やかに返却すること。				
備 考				

【様式 4】

貸付不承認通知書

年　月　日

○ ○ ○ ○ 殿

○○総合通信局長　印
(又は沖縄総合通信事務所長　印)

年　月　日付けで申請のあった臨時災害放送局用設備について、下記理由により貸付けを承認しない。

記

貸付けを承認しない理由

以上

【様式 5】

借受申請書

年　月　日

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自
治省令第8号。以下「省令」といいます。）第3条第〇号（※1）に基づくテレビジョン放送用
可搬型送信設備の無償貸付の承認を受けたいので申請します。

省令第6条に規定の事項は、別記1～6のとおりです。

情報流通行政局長 殿

（借受申請者）

○ ○ ○ ○ 印※2

※1 次の区分に応じ、該当する号を記載。

(1) 災害時 省令第3条第8号

(2) 平時（災害時以外）

ア 周知広報 省令第3条第1号

イ 防災訓練 省令第3条第3号

ウ 電波伝搬調査 省令第3条第6号

※2 私印で可。なお、自筆による署名の場合は捺印不要。

※3 LG.JPドメイン又はGO.JPドメインの電子メールに添付
して申請する場合は捺印不要。

【様式 6】

貸付承認通知書

年　月　日

年　月　日付けで申請のあったテレビジョン放送用可搬型送信設備については、貸付けを承認する。

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号）第7条の規定に基づき、別記2～8のとおり通知する。

（借受申請者）

○ ○ ○ ○ 殿

情報流通常行政局長　印

【様式 7】

借受書

年　月　日

年　月　日付け貸付承認に係るテレビジョン放送用可搬型送信設備の引渡しを受けました。

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年總理府・郵政省・自治省令第8号）第8条に規定の事項は、貸付承認通知書別記2～8のとおりです。

情報流通行政局長 殿

(借受者)

所 属・役職 ○○○○
氏 名 ○ ○ ○ ○ 印※

※ 私印で可。なお、自筆による署名の場合は捺印不要。

別記

借受申請書（様式5）提出時に、1～6に必要事項を記載するとともに、「8 貸付条件」の8項目について確認の上、提出してください。

1 申 請 者	名 称 及 び 代表者の氏名			
	住 所			
	担 当 者 の 所属・役職・氏名			
	電 話 番 号		メ ー ル ア ド レ ス	
2 貸 付 物 品	テレビジョン放送用可搬型送信設備			式
3 使 用 目 的				
4 使 用 場 所				
5 貸 付 け を 必 要 と す る 理 由				
6 貸 付 期 間	貸 付 日	年 月 日		
	返却予定日	年 月 日（原則、貸付日から1年以内）		
7 引 渡 場 所				
8 貸 付 条 件	以下の(1)～(8)の条件に同意します。			
(1) テレビジョン放送用可搬型送信設備の運用に当たっては、電波法及び放送法並びにこれらに基づく命令に定めるところに従うこと。 (2) テレビジョン放送用可搬型送信設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。 <p>なお、貸付期間中に当該設備の維持管理等の費用が発生する場合は貸付けを受けた地方公共団体等（以下「借受者」という。）の負担とする。</p> (3) テレビジョン放送用可搬型送信設備は、転貸し、又は担保に供しないこと。 (4) テレビジョン放送用可搬型送信設備は、貸付けの目的以外の使用及び改造をしないこと。 (5) テレビジョン放送用可搬型送信設備について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外で使用しないこと。 (6) テレビジョン放送用可搬型送信設備は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返却すること。 <p>なお、返却に要する費用の負担は、総務省と借受者との間において協議して定める。</p> (7) テレビジョン放送用可搬型送信設備を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を情報流通行政局長に提出し、その指示に従うこと。当該事故の原因が災害又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。 <p>なお、その亡失又は損傷が借受者の責に帰すべき理由によるものであるときは、当該借受者の負担において修理し、又はその損害を弁償しなければならない。</p> (8) 情報流通行政局長は、テレビジョン放送用可搬型送信設備について、隨時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持、管理及び返却に関して必要な指示をする場合がある。 <p>なお、借受者が貸付条件に違反したとき又は情報流通行政局長が特に必要と認めたとき（大規模災害の発生時において被災地の地方公共団体等からの貸付要請を優先するときなど）は、貸付期間満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、情報流通行政局長の指示に従い速やかに返却すること。 </p>				
備 考	(無線局を開設しようとする場合は、免許人又は免許を受けようとする者を記載すること。)			

【様式 8】

貸付不承認通知書

年　月　日

○ ○ ○ ○ 殿

情報流通常行政局長　印

年　月　日付けで申請のあったテレビジョン放送用可搬型送信設備について、
下記理由により貸付けを承認しない。

記

貸付けを承認しない理由

以上